

令和6年6月3日

保護者 様

倉敷市立味野中学校
校 長 藤本 洋子

「高齢者等避難」・「避難指示」発令時の対応について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より本校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大雨・暴風等に伴う避難情報等として「高齢者等避難開始」・「避難指示」が学校所在地において発令された時の本校の対応につきましては次のとおりとなります。なお、味野中学校区で対応を揃えていますので、ご確認いただき必要に応じてご対応ください。

記

1 学校所在地において発令

(1) 登校前に発令された場合

○ 警戒レベル3「高齢者等避難」発令・・・高齢者や障害のある人は避難

中学校は通常通り登校とするが、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いとしない。

○ 警戒レベル4「避難指示」発令・・・全員避難

午前6時の段階で発令されていた場合は、臨時休校とする。

(2) 登校後に発令された場合

○ 警戒レベル3「高齢者等避難」発令・・・高齢者や障害のある人は避難

中学校は、保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いとしない。

○ 警戒レベル4「避難指示」発令・・・全員避難

保護者への引渡しによる下校を基本とし、状況によっては教員誘導により下校させる。
ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断する。
緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導する。

2 その他

「高齢者等避難」・「避難指示」の発令については、災害の内容や地域性により、様々な対応が必要となることが想定されます。基本的な対応については上記の通りとしますが、臨機応変の対応をしなければならない場合もあることを申し添えます。（限られた箇所への発令や長期間にわたる発令など）